

5つの優先分野における指標（参考）

2025年5月

1年目レビュー政府報告の添付資料である「『ビジネスと人権』に関する行動計画の評価方法について」において、行動計画全体のインパクトを測定するために、行動計画の5つの優先分野¹に関連する施策に関する指標を特定した。これに関し、以下、別添1の「行動計画実施状況一覧」に基づき関連指標を整理した。

ア 目標及び該当する行動計画の優先分野：政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上

(指標) 公務員等への研修の開催実績（回数・参加人数等）【全府省庁】

●公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修

【施策49】

(内閣府) 新たに採用された内閣府職員に対する研修において、ビジネスと人権を取り上げて行動計画を周知した。

(警察庁) 2024年度、新たに採用された警察職員全員(対象者約7,000人)を対象とした警察学校における研修において、ビジネスと人権を含む人権に関する研修を実施した。

(外務省) 新入省員等、職員への研修において、ビジネスと人権分野の取組について説明した。(対象者約80人)

(財務省) 本省職員を対象として、人権研修(延べ1,647人が参加)を開催し、ビジネスと人権について周知を行った。

(防衛省) 全国各地に所在する自衛隊の契約機関向けの教育において、ビジネスと人権に係る政府の取組を周知した。(計16回開催し、延べ約4,400人が参加)

¹ 行動計画の5つの優先分野：

- 1 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- 2 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- 3 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- 4 サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- 5 救済メカニズムの整備及び改善

(文部科学省) 令和6年5月に実施した公共調達担当者向けの研修において、ビジネスと人権に関連する調達ルールの徹底について注意喚起を行った。今後も引き続き年1回実施することを目標とする。

(経済産業省) 当該地方局職員向けの人権啓発研修においてビジネスと人権について周知した(約50名が参加)。

(農林水産省) 令和6年9月に「ビジネスと人権」に係る職員研修(「農林水産業・食品産業と「ビジネスと人権」に係る講義」)を実施し、65名が受講。後日講義内容の動画を省内研修サイトに掲載し約230回(2025年3月時点)の視聴があった。

【施策50】

(法務省) 法務省の人権擁護機関では、地方公共団体等の人権擁護行政に携わる職員を対象として、ビジネスと人権を講義科目に含む人権啓発指導者養成研修会を実施しており、令和6年度は700人が同研修会に参加した。今後も引き続き同様の取組を実施していく。

イ 目標及び該当する行動計画の優先分野：企業の「ビジネスと人権」に関する理解の促進と意識向上

(指標) 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上のための周知・啓発活動実績(研修・セミナーの開催実績(回数・参加人数等)、HPへのアクセス数等)【全府省庁】

● 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施 【施策51】

(法務省) 法務省の人権擁護機関においては、人権啓発活動として、シンポジウムの開催、啓発資料の作成・公表等、各種の取組を実施している。また、令和3年7月からは、「Myじんけん宣言」キャンペーンにより、企業・団体、個人が人権を尊重する行動をとることを宣言することにより、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組も開始しており、令和7年3月12日時点で企業・団体の宣言者数は1,096、個人の宣言者数は2,514となっている。

(文部科学省) 学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めている。学校教育については、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充

実について実践的な研究を委嘱するとともに、当該研究の成果をはじめとする人権教育の充実に資する事例及び資料等を収集・集約・発信するためのウェブサイト「人権教育アーカイブ」の整備を行う「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」に取り組むとともに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」や、独立行政法人教職員支援機構が主催する「人権教育推進研修」を実施するなどして、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実に支援している。社会教育については、社会教育主事の養成講習において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

●業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

【施策 58】

(全関係府省庁) メール・イベント等を通じた業界団体・関係団体等への周知、セミナーの開催、後援又は参加を通じた周知・説明、二国間協議や国際会議等での発信、省庁ウェブサイトへの掲載、好事例の紹介、パンフレットの作成・配布等を通じて、ガイドラインの普及、啓発活動を行った。

(外務省)

・2025年2月、企業における人権デュー・ディリジェンスの普及を目的としたイベント「人権デュー・ディリジェンスの未来：日本およびグローバルサプライチェーンで期待されること―国別行動計画（NAP）と中小企業の役割」を国連大学において UNDP と共催（約 90 人対面参加、約 310 人オンライン参加）。同イベントでは、外務省から開会挨拶及び「ビジネスと人権」行動計画に関するプレゼンテーションを行ったほか、「ビジネスと人権の促進における行動計画の役割」及び「中小企業における人権デュー・ディリジェンスの展開」をテーマに、経済産業省、インドネシア及びキルギスの政府関係者、国内外の有識者並びに企業関係者によるパネルディスカッションを実施した。

・2024年11月にタイ、2025年1月にシンガポールにおいてオンラインセミナーを開催し、日本企業や日本企業進出国の取引先企業向けに人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報提供を行った（延べ 342 人の参

加)。また、2025年1月に浜松及び福岡において対面セミナーを開催し、日本企業向けにビジネスと人権の概要や、外国人労働者やSDGsの視点から考えるビジネスと人権について情報提供を行った（延べ33人の参加）。

- ・ JICA は、国際労働機関（ILO）と連携し、労働者の人権尊重に関わる送出国政府、国際機関、送出機関、NGO、企業等との共同行動計画策定を行うため、ILOをはじめとした政労使を含む関係者間のプラットフォーム設立に向けた議論、相談・救済アクセス向上に関するグッドプラクティス・課題の共有等を行った。

- ・ JICA は、JP-MIRAI と連携の下、2024年5月に相談・救済パイロット事業の事業報告会を実施した。在日フィリピン大使館、ILO 駐日事務所、相談対応実施者等とのパネルディスカッション等を行い、人権デュー・デリジェンスを用いた苦情処理メカニズム構築の重要性と共に、問題の未然防止・再発防止への対応の重要性について議論を行った。

- ・ JICA が支援する、企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダー型プラットフォーム（責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム：JP-MIRAI）を通じ、国内外のイベントでの情報発信に取り組んだ。特に、2024年9月に国連8機関がバンコクで開催した「国連責任あるビジネスと人権フォーラム（アジア太平洋地域）2024」（全体で約2,500人参加）に参加し、IOM タイ事務所や他の関係機関と連携の上、日本企業向けスタディツアーやステークホルダー間のビジネスと人権に係る対話や意見交換（参加者約50人）等を実施した。

- ・ JP-MIRAI では、トヨタ財団からの助成を受け、サプライチェーン全体での労働者の人権保護やサプライヤーである全国の中小企業をサポートするため、中小企業の現場で起こり得る外国人労働者の人権侵害例や予防・解決につながる行動例を紹介する動画を作成中である。

- ・ JICA が事務局となり、持続可能なカカオ産業の実現を目標に、多様な関係者が共創・協働するための「場」として「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」が2020年に設立（団体会員70以上、個人会員140以上）された。カカオ産業のサプライチェーンにおける人権デュー・デリジェンスを推進すべく、2023年度に「児童労働撤廃に向けたセクター別アクションプラン」（2022年作成・発表）に基づくチョコレート・カカオ関連企業・団体の取組の進捗を取りまとめたレポートを発表したほか、セミナー・イベントの開催やカカオ生産国へのサステナビリティに関するスタディツアーの実施を通じた情報交換、相互学習及び情報発信に取り組んだ。

・ JICA は 2024 年 9 月、一般社団法人海外コンサルタンツ協会（ECFA）とフォーラム「サステナビリティにおけるビジネスと人権の概念と潮流及び具体的活動」を共催し、開発事業に従事する企業に対し、移住労働者の人権保護を中心に具体的活動例の紹介を行った（参加者 102 名）。

（経済産業省）

・ 海外産業人材育成協会への委託事業として、日本企業の海外取引先を含むベトナム企業の経営層・管理職及び業界団体関係者（計 21 名）を日本に招聘し、責任ある企業行動の推進研修を実施した。

・ 日本の繊維産業全体の社会・人権面の対応強化による競争力向上を図るべく、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」を 2025 年 3 月に策定。

・ ジェトロでは、ビジネスと人権に関するセミナーや講演を通じ、人権デュー・ディリジェンス等に関する啓発を実施。また、引き続き「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトにて、各国法規制や法制化を受けた企業への適用・対応事例など情報提供を行うとともに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を通じて企業からの相談を受け付けた。加えて、人権に関わる研究活動として専門家会議へ参加するとともに、研究成果をポリシーブリーフ等として公表した。

（農林水産省）

・ 2024 年 11～12 月、食品企業における人権尊重の取組をより推進するためのセミナーを 6 回（2 回はオンライン併用（横浜、大阪）、4 回はオンラインのみ）開催した（申込者数延べ 341 人）。

・ 2024 年 11 月～2025 年 2 月 申込のあった 4 食品業界団体に「ビジネスと人権」に係るセミナーの講師を派遣した。

・ 食品業界における「ビジネスと人権」に係る取組 5 事例を調査し、事例集を HP 掲載した。

（環境省）

・ 二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）の活用を前提として、途上国等において優れた脱炭素技術等を活用して温室効果ガスの排出削減事業を行う「JCM 設備補助事業」では、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の遵守を採択審査基準に入れている。

(法務省)

・人権啓発冊子「『ビジネスと人権』ファーストステップ～中小企業向け取組事例集～」を作成し、同冊子の中で、人権デュー・ディリジェンスを含む人権尊重への取組の具体的なプロセスの解説などを取り扱った。

(厚生労働省)

・国際労働基準に関する導入的な啓発資料として、2024年10月に「労働におけるビジネスと人権チェックブック」を作成し、関係機関および関係団体に配布し周知を行っている。また、2025年2月にベトナムで労働におけるビジネスと人権セミナーを開催し、同チェックブックについての周知を行った。

●「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供

【施策 67】

(外務省) 外務省ウェブサイト上でビジネスと人権に関する情報ポータルサイトを運営。ビジネスと人権に関する情報の発信に努めた。7397回閲覧(2024年4月～2025年3月)。

●経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施

【施策 68】

(経済産業省) 人権啓発支援を図るため、中小企業等を対象として、2024年度は全国で80回セミナーを実施し、15,808人が参加・視聴した(ただし、すべてのセミナーが人権デュー・ディリジェンスを扱ったものではない)。

ウ 目標及び該当する行動計画の優先分野：社会全体の人権に関する理解の促進、意識の向上

(指標) 人権啓発活動等の実績【法務省、文部科学省、外務省、厚生労働省、経済産業省】

●「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施
【施策 51】

(法務省) 法務省の人権擁護機関においては、人権啓発活動として、シンポジウムの開催、啓発資料の作成・公表等、各種の取組を実施している。また、令和3年7月からは、「Myじんけん宣言」キャンペーンにより、企業・団体、個人が人権を尊重する行動をとることを宣言することにより、

誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組も開始しており、令和7年3月12日時点で企業・団体の宣言者数は1,096、個人の宣言者数は2,514となっている。

(文部科学省) 学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めている。学校教育については、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究の委嘱、当該研究の成果をはじめとする人権教育の充実に資する事例及び資料等を収集・集約・発信するためのウェブサイト「人権教育アーカイブ」の整備を行う「人権教育研究推進事業」の実施、及び学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」に取り組むとともに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」及び、独立行政法人教職員支援機構が主催する「人権教育推進研修」を実施するなどして、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援している。社会教育については、社会教育主事の養成講習において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

●民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施

【施策 53】

(法務省) 令和6年度は複数のテーマのシンポジウムを人権教育啓発推進センターに委託して開催し、計1,160人が参加した。今後も引き続き同様の取組を実施していく。

●行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力

【施策 57】

(外務省)

・国連開発計画 (UNDP) への拠出を通じ、2024年度案件として、ビジネスと人権・人権デュー・ディリジェンスに関する研修を12回実施(参加企業数129、参加者数325人)。また、12か国(インドネシア、ウクライナ、カザフスタン、カンボジア、ガーナ、キルギス、チュニジア、トルコ、ネパール、ブラジル、ペルー、メキシコ)政府に対する「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定支援や知見の共有等を行い、これらの国の国連ビ

ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）の実施を促進した。

（外務省、厚生労働省、経済産業省）OECD・RBC 作業部会がまとめる RBC 施策に関する定期報告において、行動計画のフォローアップ状況について報告。

エ 目標及び該当する行動計画の優先分野：サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備

（指標）企業等による人権尊重の取組を促す施策検討のための活動実績（特に中小企業への対応を含む。）（各種取組の内容・会合の開催回数等）【全府省庁】

●業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

【施策 58】

（全関係府省庁）メール・イベント等を通じた業界団体・関係団体等への周知、セミナーの開催、後援あるいは参加を通じた周知・説明、二国間協議や国際会議等での発信、省庁ウェブサイトへの掲載、好事例の紹介、パンフレットの作成・配布等を通じて、ガイドラインの普及、啓発活動を行った。

（外務省）

・2025 年 2 月、企業における人権デュー・ディリジェンスの普及を目的としたイベント「人権デュー・ディリジェンスの未来：日本およびグローバルサプライチェーンで期待されること―国別行動計画（NAP）と中小企業の役割」を国連大学において UNDP と共催（約 90 人対面参加、約 310 人オンライン参加）。同イベントでは、外務省から開会挨拶及び「ビジネスと人権」行動計画に関するプレゼンテーションを行ったほか、「ビジネスと人権の促進における行動計画の役割」及び「中小企業における人権デュー・ディリジェンスの展開」をテーマに、経済産業省、インドネシア及びキルギスの政府関係者、国内外の有識者並びに企業関係者によるパネルディスカッションを実施した。

・2024 年 11 月にタイ、2025 年 1 月にシンガポールにおいてオンラインセミナーを開催し、日本企業や日本企業進出国の取引先企業向けに人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報提供を行った（延べ 342 人の参加）。また、2025 年 1 月に浜松及び福岡において対面セミナーを開催し、日本企業向けにビジネスと人権の概要や、外国人労働者や SDGs の視点

から考えるビジネスと人権について情報提供を行った（延べ 33 人の参加）。

- ・ JICA は、国際労働機関（ILO）と連携し、労働者の人権尊重に関わる送出国政府、国際機関、送出機関、NGO、企業等との共同行動計画策定を行うため、ILO をはじめとした政労使を含む関係者間のプラットフォーム設立に向けた議論、相談・救済アクセス向上に関するグッドプラクティス・課題の共有等を行った。

- ・ JICA は、JP-MIRAI と連携の下、2024 年 5 月に相談・救済パイロット事業の事業報告会を実施した。在日フィリピン大使館、ILO 駐日事務所、相談対応実施者等とのパネルディスカッション等を行い、人権デュー・ディリジェンスを用いた苦情処理メカニズム構築の重要性と共に、問題の未然防止・再発防止への対応の重要性について議論を行った。

- ・ JICA が支援する、企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダー型プラットフォーム（責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム：JP-MIRAI）を通じ、国内外のイベントでの情報発信に取り組んだ。特に、2024 年 9 月に国連 8 機関がバンコクで開催した「国連責任あるビジネスと人権フォーラム（アジア太平洋地域）2024」（全体で約 2,500 人参加）に参加し、IOM タイ事務所や他の関係機関と連携の上、日本企業向けスタディツアーやステークホルダー間のビジネスと人権に係る対話や意見交換（参加者約 50 人）等を実施した。

- ・ JP-MIRAI では、トヨタ財団からの助成を受け、サプライチェーン全体での労働者の人権保護やサプライヤーである全国の中小企業をサポートするため、中小企業の現場で起こり得る外国人労働者の人権侵害例や予防・解決につながる行動例を紹介する動画を作成中である。

- ・ JICA が事務局となり、持続可能なカカオ産業の実現を目標に、多様な関係者が共創・協働するための「場」として「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」が 2020 年に設立（団体会員 70 以上、個人会員 140 以上）された。カカオ産業のサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを推進すべく、2023 年度に「児童労働撤廃に向けたセクター別アクションプラン」（2022 年作成・発表）に基づくチョコレート・カカオ関連企業・団体の取組の進捗を取りまとめたレポートを発表したほか、セミナー・イベントの開催やカカオ生産国へのサステナビリティに関するスタディツアーの実施を通じた情報交換、相互学習及び情報発信に取り組んだ。

- ・ JICA は 2024 年 9 月、一般社団法人海外コンサルタント協会（ECFA）とフォーラム「サステナビリティにおけるビジネスと人権の概念と潮流及び

具体的活動」を共催し、開発事業に従事する企業に対し、移住労働者の人権保護を中心に具体的活動例の紹介を行った（参加者 102 名）。

（経済産業省）

- ・海外産業人材育成協会への委託事業として、日本企業の海外取引先を含むベトナム企業の経営層・管理職及び業界団体関係者（計 21 名）を日本に招聘し、責任ある企業行動の推進研修を実施した。
- ・日本の繊維産業全体の社会・人権面の対応強化による競争力向上を図るべく、日本の繊維産業の実態を踏まえた監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」を 2025 年 3 月に策定。
- ・ジェットロでは、ビジネスと人権に関するセミナーや講演を通じ、人権デュー・ディリジェンス等に関する啓発を実施。また、引き続き「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトにて、各国法規制や法制化を受けた企業への適用・対応事例など情報提供を行うとともに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を通じて企業からの相談を受け付けた。加えて、人権に関わる研究活動として専門家会議へ参加するとともに、研究成果をポリシーブリーフ等として公表した。

（農林水産省）

- ・2024 年 11～12 月、食品企業における人権尊重の取組をより推進するためのセミナーを 6 回（2 回はオンライン併用（横浜、大阪）、4 回はオンラインのみ）開催した（申込者数延べ 341 人）。
- ・2024 年 11 月～2025 年 2 月 申込のあった 4 食品業界団体に「ビジネスと人権」に係るセミナーの講師を派遣した。
- ・食品業界における「ビジネスと人権」に係る取組 5 事例を調査し、事例集を HP 掲載した。

（環境省）

- ・二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）の活用を前提として、途上国等において優れた脱炭素技術等を活用して温室効果ガスの排出削減事業を行う「JCM 設備補助事業」では、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の遵守を採択審査基準に入れている。

（法務省）

- ・人権啓発冊子『「ビジネスと人権」ファーストステップ～中小企業向け

取組事例集～」を作成し、同冊子の中で、人権デュー・ディリジェンスを含む人権尊重への取組の具体的なプロセスの解説等を取り扱った。

(厚生労働省)

・国際労働基準に関する導入的な啓発資料として、2024年10月に「労働におけるビジネスと人権チェックブック」を作成し、関係機関および関係団体に配布し周知を行っている。また、2025年2月にベトナムで労働におけるビジネスと人権セミナーを開催し、同チェックブックについての周知を行った。

●「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供を行った。

【施策 67】

(外務省) 外務省ウェブサイト上でビジネスと人権に関する情報ポータルサイトを運営。ビジネスと人権に関する情報の発信に努めた。7397回閲覧(2024年4月～2025年3月)。

●経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施

【施策 68】

(経済産業省) 人権啓発支援を図るため、中小企業等を対象として、2024年度は全国で80回セミナーを実施し、15,808人が参加・視聴した(ただし、すべてのセミナーが人権デュー・ディリジェンスを扱ったものではない)。

オ 目標及び該当する行動計画の優先分野：救済メカニズムの整備

(指標) 相談窓口の利用実績等(日本司法支援センター(法テラス)、人権相談、通報者の保護に関わる通報者相談窓口、個別法令窓口(労働者、消費者)、外国人技能実習機構)【厚生労働省・法務省・消費者庁等】

●民事裁判手続のIT化

【施策 70】

(法務省) 訴状等のオンライン提出を含め民事訴訟制度をデジタル化するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が2022年5月に可決され、成立した。

●「OECD 多国籍企業行動指針」に基づく日本 NCP の活動の周知とその運用改善

【施策 75】

(外務省)

(1) セミナー1件、その他周知活動2件、参加人数約39名(内容は、以下のとおり。)

・第23回NCP委員会において改訂版多国籍企業行動指針及び日本NCPの個別事例に関する情報を紹介した。(2024年7月17名)

・JICAの課題別研修「ビジネスと人権」において改訂版多国籍企業行動指針及び日本NCPの取り組みについてのプレゼンテーションを実施した。

(2024年12月 8か国 11名)

・企業等から個別に照会・相談を受け、多国籍企業行動指針及び日本NCPについて説明を実施した。(2025年3月 11名)

(2) 日本NCPにこれまで問題提起された個別事例の受領件数は16件である。また、手続終了件数は14件である。(件数は2000年の日本NCP設立以降の累積数)

●日本司法支援センター(法テラス)の取組

【施策 85】

(法務省) 外国語通訳を伴う法律相談の件数: 2024年4月1日~2025年2月28日(速報値) 1,235件

●人権相談(みんなの人権110番等)の継続

【施策 76】

(法務省) 法務省の人権擁護機関では、「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による人権相談に対応しているほか、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも10言語による人権相談に応じている。令和6年の外国人を被害者とする差別待遇の相談件数は575件である。さらに、子どもや女性の人権問題に関しては、専用の相談電話として「こどもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」を設けており、人権相談に応じている。令和6年の「こどもの人権110番」への相談件数は13,971件、令和6年の「女性の人権ホットライン」への相談件数は13,371件である。

●人権侵害の予防及び被害の救済

【施策 77】

(法務省) 法務省の人権擁護機関では、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案

に応じた適切な措置を講じているところ、令和6年の外国人を被害者とする差別待遇の人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は98件である。

●個別法令等に基づく対応の継続・強化

【施策78】

(法務省、厚生労働省)外国人技能実習機構では、技能実習生等から母国語による相談・申告の窓口への相談を受け付けているところ、2023年度の母国語相談件数は延べ14,307件、申告件数(注)は85件(2023年度)である。

(注)母国語相談窓口からの相談により明らかになったものを含み、技能実習法違反の疑いのある案件のうち、技能実習生等が技能実習法第49条の規定に基づく申告をすとした場合の件数。

なお、2021年4月21日からは、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設したほか2023年4月12日からは、電話番号を持っていない者でも相談ができるよう、オンライン通話による相談対応を開始した。

【施策79】

(消費者庁)2020年の公益通報者保護法の改正(2022年6月施行)により、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者については、内部通報受付窓口の設置をはじめとする公益通報に適切に対応するための体制整備が義務付けられた(常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については努力義務)。民間事業者の実態調査の結果、内部通報制度を導入している割合は、義務対象事業者が91.5%、努力義務対象事業者は46.9%であった(2024年4月公表)。

●裁判外紛争解決手続の利用促進

【施策80】

(法務省)

・2024年1月18日~22日に実施したADR(裁判外紛争解決手続)・ODR(オンラインでの紛争解決)に関する認知度調査の結果、ADRの認知度20.9%、ODRの認知度15.5%であった。

・例年、インターネット広告によるADR・ODRの周知・広報を行っており、2024年度も継続してこれらの取組を行った。

・また、2024年度は、認知度調査の結果を踏まえ、ADR週間(12月1日~7日)中、関係機関と連携した集中的・一体的な広報を実施し、12月2

日にオンライン・フォーラムを開催するとともに、事業者を含む認証ADR（愛称：かいけつサポート）の情報等について、広く国民に周知・広報を行うためのホームページの改修など、認知度向上に向けた施策を行ったほか、2023年度に実施した「ODR実証事業」において指摘されたODR実装上の課題等に関する検討を進めた。

（了）